

「手すり先行工法等に関するガイドライン」の改正に伴う共通仕様書の読み替えについて

「手すり先行工法等に関するガイドライン」が令和 5 年 12 月 26 日付けで改正されたことに伴い、下記のとおり共通仕様書の読替を行うこととする。

記

① 土木工事共通仕様書の読替について

	令和 5 年 7 月版	読替後
1-25-3 工事の安全	(5) 受注者は、足場工の施工にあたり、枠組み足場またはくさび緊結式足場を設置する場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省平成 21 年 4 月）」によるものとし、足場の組立、解体または変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床において二段手すり及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。	(5) 受注者は、足場工の施工にあたり、枠組み足場またはくさび緊結式足場を設置する場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省令和 5 年 12 月）」によるものとし、足場の組立、解体または変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床において二段手すり及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。

② 施設工事共通仕様書の読替について

	令和 5 年 7 月版	読替後
1.22.3 工事の安全	(5) 受注者は、足場工の施工にあたり、枠組み足場またはくさび緊結式足場を設置する場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省平成 21 年 4 月）」によるものとし、足場の組立、解体又は変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床において二段手すり及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。	(5) 受注者は、足場工の施工にあたり、枠組み足場またはくさび緊結式足場を設置する場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省令和 5 年 12 月）」によるものとし、足場の組立、解体又は変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床において二段手すり及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。

以上